

公益財団法人 自動車リサイクル高度化財団

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 自動車リサイクル高度化財団（以下、この法人という。）定款第 18 条及び第 37 条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 14 条に基づき置かれるものをいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、宿泊料、通勤手当、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の設定)

第 3 条 常勤役員には、年俸報酬及び費用を支給することができる。

2. 非常勤役員には、理事会等への出席にかかる対価としての報酬及び費用を支給することができる。
3. 報酬の額は、第 4 条に示す額とし、理事会にて決定する。

(報酬等の支給)

第4条 役員及び評議員の報酬は下表のとおりとする。

		非常勤	常勤
代表理事	年度上限	1,200,000円	
	理事会等への出席等必要の都度	100,000円 /日	—————
	書面審議	50,000円 /回	
理事・監事	年度上限	3,000,000円	年俸(上限)
	理事会等への出席等必要の都度	30,000円 /日	10,000,000 円
	書面審議	15,000円 /回	
評議員	年度上限	3,000,000円	
	評議員会等への出席等必要の都度	30,000円 /日	—————
	書面審議	15,000円 /回	

ただし、自動車メーカー等の役員・従業員は無報酬とすることができる。

2. 役員及び評議員に対して、この法人から選考委員等を委嘱した場合は、審査料または謝金を支給することができる。
3. 役員及び評議員がこの法人主催の会合に出席する場合は、別途交通費を支給することができる。

（報酬の支給日）

第5条 常勤役員の報酬は、賃金規則第6条を準用する。

2. 非常勤役員の報酬は、理事会または評議員会出席等の都度、月額をもって支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2. 所得税、社会保険料その他法令等により徴収すべき金額は控除して支給する。
3. 常勤役員の報酬は分割で支払うものとする。
4. 常勤役員が、月の途中で就任したときは、報酬は日割計算によるものとし、月の途中で役員を退任し、又は死亡したときは、報酬は退任月末まで勤務したものとして支給するものとする。

（費用）

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会および評議員会の決議を経て行う。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、この法人の設立の日から施行する。

附則

この規程は、平成30年9月13日から施行する。

附則

改定後の規程は令和2年7月1日から施行する（令和2年5月11日理事会承認）